

第11回「労働団体法 ⑤労働協約 B：終了」

2022.05.13 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉労働者にとって不利な労働協約に規範的効力が認められるか否か
〈法〉規範的効力(労組法16条)、最判、
〈諸説〉両面的強行性説・片面的強行性説

2.Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①明示されなかった労働条件や協約に反する労働条件の部分だけが、契約以外に根拠をもつとの説明はきわめて不自然である
労働協約が終了した場合に、協約規定の従前の労働条件がどうなるかの説明に窮する
- ②産業別ないし職種別など企業を越えた次元での最低基準の確立を意図しているの

2)Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①砂山教授は、協約終了後の効力に関して結局、どのように解する説が団結権保障の趣旨に合致しうるものと述べているか。
- ②砂山教授は、協約終了後に使用者が労働条件を変更しようとする場合、どうするべきと述べているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

*** 余後効**

関連判決：鈴蘭交通事件・札幌地判・平成11.8.30

←この判決は下級審だが、近年の他の判決も同様の判断がされており、判例法理といってもよい

[参考文献] 久保敬治『労働協約の法理論』（1978年、総合労働研究所）
片岡昇『労働協約論』（1984年、一粒社）

[課題提出者数] 4/13 4/15 4/20 4/22 4/27 4/29 5/06 5/11 5/13 5/18
137 138 140 133 135 128 131

[自己点検]

- 1)Reading Assignment に関する設問への解答
- 2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解
- 3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働団体法 ⑥争議行為」

講義テーマ：「病欠スト」は正当な争議行為なのであろうか

教科書の該当部分：第6章「争議行為」、直接に関連するのは p.145-p.146

Reading Assignment：雑賀芳三「順法闘争・休暇戦術」

『現代労働法講座 第5巻』（総合労働研究所、1980年）、175頁以下